申請団体名を入れる（プレミアム付商品券）販売事業業務約款

申請者名：

商品券の名称：

第１章 総則

（趣旨）

第１条　申請団体名は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油や原材料の価格高騰によりさらなる消費の冷え込みが懸念される状況の中、個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるため、佐賀県からの補助事業として、プレミアム付商品券（以下「商品券」という）の販売事業を行う。

２ 本事業名を「プレミアム付商品券販売事業名」とする。

３ 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

（実施主体）

第２条 商品券発行団体は、申請団体名とする。

（実施内容）

第３条 申請団体名は、商品券印刷、商品券販売、消費された商品券の回収時の加盟店への換金事務、県民への広報ＰＲ、その他商品券発行・販売において必要な業務を行うものとする。

（実施期間）

第４条 本事業は、交付決定日から令和〇年〇月〇日までとする。

（発行総額等）

第５条 商品券の発行総額は○○円とする。なお、商品券の販売総額は、○○円とし、その○○％にあたる額をプレミアム分として上乗せした額を発行総額とする。

（商品券の販売内容）

第６条 発行する商品券は、額面〇〇（500又は1000）円券〇枚綴りを１セットとして販売する。

２ 商品券の種類は１種類の共通券とし、偽造防止用紙を使用する

（券面表示事項）

第７条 商品券には、次の事項を記載する。

（１）商品券の名称

（２）有効期間

（３）発行元

（４）額面金額

（５）取扱店舗欄

（６）申請者の参加店舗（利用可能店舗）のみ利用ができること

（７）釣銭は支払われないこと

（８）商品券の払い戻し、交換、再発行はできないこと

（９）商品券の盗難、紛失、滅失は購入者の責任とし、商品券の発行者は責を負わないこと

（10）有効期限を過ぎた場合、商品券は無効となること

（11）商品券の転売や現金との引き換えはできないこと

（12）商品券の利用対象外品目

（13）約款の存在

（14）管理番号

第２章 商品券の販売

（購入対象者）

第８条 商品券の購入対象者は、〇〇とする。（制限しないことも可能）

（販売限度額）

第９条 商品券は、一人あたり１セット（〇千円）から販売し、〇セット（〇万円）を限度とする。※佐賀県が定める上限1人１回あたりの４万円（販売価格）まで（※以降削除してください）

（販売方法及び引換期間）

第１０条 商品券の購入希望者は、申し込み方法を記載、商品券を購入する。

２ 補助事業者名は、商品券販売帳簿を作成し、販売場所、商品券販売日、購入者の氏名及び住所、購入セット数及び購入金額を記録しておく。

３ 商品券の販売期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間で、申請団体名が指定する日とする。

（販売所）

第１１条 商品券の販売場所は、○場所の名称○（○住所○）とする。

（販売周知）

第１２条 販売の周知方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１）○○○○

（２）○○○○

第３章 商品券の利用

（利用期間）

第１３条 商品券の利用期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで

の期間とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

（利用店舗）

第１４条 商品券を利用できる店舗は、第２３条に規定する加盟店（以下「加盟店」という）とする。

（対象商品等）

第１５条 商品券は、加盟店が取り扱う商品及びサービス等の提供について使用できる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、対象外とする。

（１）換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、定期券、回数券等）

（２）不動産に係る支払（土地購入、家屋購入、家賃の支払い等）

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第４号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払

（４）国又は地方公共団体への支払

（５）事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払

（６）参加店舗自身での購入を偽る換金行為

（７）定価以下で販売が認められていないもの（たばこなど）

（８）参加店舗が特に指定するもの

（９）その他、佐賀県が不適当と認めるもの

（釣銭）

第１６条 商品券の額面に満たない利用の時の釣銭は、支払われない。

（返還）

第１７条 購入者の商品券の返還換金は行わない。

（紛失等の責任）

第１８条 商品券の盗難、紛失、滅失した場合は、再発行等は行わない。

（転売等の禁止）

第１９条 商品券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならない。

（不正利用の損害）

第２０条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を請求するものとする。

第４章 加盟店

（加盟店の募集）

第２１条 加盟店の募集の周知方法は、方法を記載によるものとする。

（加盟店の登録資格）

第２２条 加盟店は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）申請者の構成員又は会員等であること。

（２）佐賀県内に店舗又は事業所を有していること。

（３）次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。

　ア　国、法人税法別表第一に規定する公共法人

　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ　政治団体

　エ　宗教上の組織若しくは団体

　オ　アからエまでに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（４）暴力団、暴力団員が役員となっている法人その他の団体又は個人でないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（加盟店の登録手続き）

第２３条 前条の資格を有し、登録手続きを希望する者は、申請団体名が定める登録期間において参加申込書を提出し、申請団体名会長の承認を得て加盟店とする。

（事業における負担金）

第２４条 商品券換金における手数料は、佐賀県からの補助対象経費に含めるものとし、加盟店は負担しないものとする（加盟店に負担させることも可能です。申請者の決定された内容を記載ください）。

（換金期間）

第２５条 加盟店が利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間において申請団体名が定めた日とする。

（換金方法）

第２６条 加盟店が商品券を換金する場合は、前条の規定により定めた日において、申請団体名が定めるプレミアム付商品券換金申請書及び第２７条第５号に定めた使用済商品券を申請団体名へ提出するものとする。

２ 申請団体名は、内容を審査の上、加盟店が指定した金融機関の口座へ入金するものとする。

３ 前条の規定により定めた期間を過ぎた商品券は、無効とし、換金できないものとする。

（加盟店の責務）

第２７条 加盟店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１） 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

（２） 申請団体名が配布する（例）加盟店ポスター、昇り旗を利用者の見やすい場所に掲示すること。(店頭表示の方法を記載すること)

（３）　加盟店は、利用者が利用期間中に商品券を利用したときは、利用帳簿に利用先店舗名、商品券の利用日、利用枚数及び金額記載すること。

（４） 利用者から受け取った商品券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならないこと。

（５） 利用者から受け取った商品券は、再利用防止のため加盟店印（取扱店印）又は代表者の印を押印すること。

（６） 他店の押印のある商品券は、受け取りを拒否するとともに速やかに申請団体名に申し出ること。

（７） 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申請団体名に申し出ること。

（８） 申請団体名及び佐賀県若しくは国が本事業の調査等を行う時には、報告等の協力をすること。

（９） 本約款に定める規則を遵守するとともに、申請団体名からの指示を遵守すること。

（加盟店資格の喪失等）

第２８条 第２２条及び前条各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の取り消し及び損害金の請求を行うことがある。

（紛失等の責任）

第２９条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責任とする。

（届出事項の変更）

第３０条 加盟店は申請事項に変更があるときは、速やかに申請団体名に届け出るものとする。

第５章 雑則

（返還請求等）

第３１条 商品券を購入した者が不正等を目的として次のことを行った場合は、プレミアム相当額の返還を請求し、申請団体名で審議し決定した処理を取ることができる。

（１） 商品券を他人に売却し、利益を得ること。

（２） 商品券を担保に提供し、又は質入れをすること。

（３） 加盟店事業者が自ら事業上の取引又は自社商品及びサービス等の提供に利用すること。

（４） その他本商品券の目的に相反する行為

（申請団体名の責務）

第３２条 申請団体名は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

（１） 商品券の売上金は、換金のために使用すること。

（２） 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。

（３） 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。

（４） 商品券の盗難、紛失等が発生したときは、速やかに佐賀県及び申請団体名会長に盗難、紛失が発生した商品券番号を報告するとともに加盟店にその旨を通知すること。

（５） 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

（紛失等の責任）

第３３条 申請団体名の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、申請団体名の責任とし、損害の補填をするものとする。

（その他）

第３４条

（１）　商品券発行事務に関する問い合わせ先は、申請団体名とする。

（２） 加盟店からの商品券に関する問い合わせ先は、申請団体名とする。

（３） この約款に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、申請団体名が別に定める。

附 則

この約款は、令和〇年〇月〇日から施行する。